対策計画書								
届出者住所 東京都中央区日本橋	<u> </u>							
特定事業者の主たる業種	65金融商品取引業,商品先物取引業							
該当する特定事業者の要件	大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則第3条第1号に 該当する者							
	大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則第3条第2号に 該当する者							
	大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則第3条第3号イ 又はロに該当する者							
事業の概要	投資運用業(主に商業施設を保有・運用している)							

## ◎ 温室効果ガスの排出の抑制に関する目標

(1)計画期間										
平成 29 年 4 月 1	日~	平成	32	年	3	月	31	日(3年間)		
(2)基準年度における温室効果ガス総排							5, 653	t - <b>CO</b> <sub>2</sub>		
基準年度における温室効果ガス総排	ド出量 しんしん	(平準化	補正後	<del>(</del>			6, 365	t - <b>CO</b> <sub>2</sub>		
(3)温室効果ガスの削減目標(目標年度の対策後排出量)							5, 483	t - <b>CO</b> <sub>2</sub>		
温室効果ガスの削減目標(目標年度	医の対策	後排出	量(平	準化補工			6, 174	t - <b>CO</b> <sub>2</sub>		
	選択	目標削減率(排			非出量ベース)			0 %		
		レ	目標削	減率(原	原単位〜	ベース)		3 %		
	目標削減率 (平準化補正ベース)				ス)			3 %		

目標削減率に関する考え方

省エネ法により中長期的にみて、年平均 1%以上のエネルギー消費原単位を事業者の目標としております。

本計画書においても省エネ法と同様に目標年度(平成31年度)期間において温室効果ガス総排出量 を 原単位ベースで削減を図っていきます。

植林、緑化、森の保全による二酸化炭素の吸収量 目標年度における吸収量 0 t-CO<sub>2</sub> 吸収量による削減率 0.0 %

温室効果ガスの排出に係る原単位の設定内容(目標削減率(原単位ベース)を選択した場合のみ記入

温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ値 (延床面積 )

(温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ値を複数設定した場合の設定方法)

② 温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化のための対策 (1)推進体制

省エネルギーの目標と実績の対比、問題点とその対策方法の確認およびその他省エネ推進に関する事項を議題とした省エネ対策検討委員会を定期的に開催することを検討している。